

令和元年第2回下仁田町議会臨時会会議録第1号（29日）						
招集年月日	令和元年11月29日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及 び 宣 言	開 会	令和元年11月29日午前10時00分			議 長	島 崎 紘 一
	閉 会	令和元年11月29日午前10時50分			議 長	島 崎 紘 一
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席名 欠員名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	小 井 土 光 弘	○	7	佐 藤 博	○
	2	大 手 博 幸	○	8	千 野 榮 治	○
	3	佐 々 木 信 也	○	9	島 崎 紘 一	○
	4	岡 田 邦 敏	○	10	堀 口 博 志	○
	5	木 暮 弘 元	○	11	岡 田 武 二	○
	6	岩 崎 正 春	○	12	佐 藤 公 夫	○
会議録署名議員	3番	佐 々 木 信 也	4番	岡 田 邦 敏		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事 務 局 長	岩 井 収		書 記	佐 藤 里 奈	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男		福 祉 課 長	岡 田 恵 子	
	教 育 長	茂 木 学		保 健 課 長	永 井 邦 佳	
	総 務 課 長	岡 野 均		農 林 課 長	佐 藤 正 明	
	企 画 課 長	猪 野 馨		商 工 観 光 課 長	佐 藤 圭 司	
	住 民 税 務 課 長	猪 野 ともえ		建 設 水 道 課 長	阪 本 睦	
	会 計 課 長	林 通 典		教 育 課 長	大 小 原 敏 江	

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 第73号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第3号））
- 4 議案第74号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 5 第75号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 6 第76号議案 下仁田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

会 議 の 経 過

開 会 令和元年11月29日 午前10時00分

○議長 島崎紘一 おはようございます。

ただいまから令和元年第2回下仁田町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 島崎紘一 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番 佐々木信也君と、4番 岡田邦敏君を指名いたします。

○議長 島崎紘一 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日一日に決定いたしました。

○議長 島崎紘一 続いて、町長から臨時会招集の挨拶を願います。

町長

(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 おはようございます。

令和元年第2回下仁田町議会臨時会開会に当たりまして、ご指名をいただきましたので一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては、臨時会にご参集いただき大変ありがとうございます。

去る23日に開催しました下仁田ねぎ祭りは、天候には恵まれなかったものの、数多くのお客様にご来場いただき、大盛況のもと下仁田ねぎを大きくPRすることが出来ました。

さて、本臨時会には一般会計補正予算にかかわる専決処分を求める議案のほか、給与等に関する条例改正などの議案をご提案申し上げます。詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決議を賜われますようお願い申し上げます。

以上、令和元年第2回議会臨時会開会に当たりましての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩いたします。

なお、引き続き、302委員会室において全員協議会を開催しますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようよろしくお願いいたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時29分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

○議長 島崎紘一 日程第3、第73号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第73号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第73号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和元年11月29日提出。

下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）を専決処分する。

令和元年10月23日。

下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度下仁田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,000万円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,827万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年10月23日専決処分。

下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

19款繰入金1億4,000万円。

歳入合計54億8,827万1,000円から1億4,000万円を増額し56億2,827万1,000円としております。

歳出でございます。

11款災害復旧費1億4,000万円。

歳出合計54億8,827万1,000円から1億4,000万円を増額し56億2,827万1,000円としております。

次に、3ページからの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。

また、6ページの2の歳入及び3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

千野榮治さん

○8番 千野榮治 ちょっと聞いておきたいことがありますけれども、先ほど全協の中で1億4,000万、一応財調のほうから出すということなんですけれども、国のほうに、これからいろいろ国・県にかかわるということなので、財源更正をちょっと全協で聞こうかなと思ったんですけれども、色々これからの問題もあると思うんですが、この財源更正、これから県・国に申請をした場合、今年度の3月にまだもう一度定例会があるんですけれども、そこまでに国のほうからの返答が来るんでしょうか、それをちょっと教えて下さい。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

今回、1億4,000万円を財政調整基金から取り崩して充当はしてございます。

しかしながら、今回は国のほうで今回の災害につきましては激甚災害という形で指定も受けてございます。今後、国の補助、またはその災害に、充当できる災害の災害復旧事業、起債です、等も借りていく予定でございます。また12月の補正、また3月の補正でこの取り崩した部分を財源を更正してまた戻していくというような形の処理を今後は考えてございます。

○議長 島崎紘一 千野榮治さん

○8番 千野榮治 じゃ、一応3月の定例会のほうに、一応そういう形の中で補正に出すということで認識してよろしいですね。わかりました。

○議長 島崎紘一 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第73号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。

よって、第73号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 島崎紘一 日程第４、議案第７４号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議会事務局長より説明させます。

議会事務局長

(岩井収議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 岩井収 命によりまして、議案書を朗読いたします。

議案第７４号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び下仁田町議会会議規則第１４条の規定により提出いたします。

令和元年１１月２９日。

下仁田町議会議長 島崎紘一様。

提出者 下仁田町議会議員 堀口博志。

賛成者 岡田邦敏。同、岩崎正春。佐藤博。千野榮治。岡田武二。

別紙をごらんください。

下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

第１条 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２２２．５」を「１００分の２２７．５」に改める。

第２条 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２２２．５」を「１００分の２２５．０」に、「１００分の２２７．５」を「１００分の２２５．０」に改める。

附則。

(施行期日)

第１条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第２条の規定は令和２年４月１日から施行する。

(経過措置)

第２条 改正後の条例の規定は、令和元年１２月支給分は適用しない。

提出の理由は、地方公務員の給与改定に伴い、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

以上です。

○議長 島崎紘一 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
議案第74号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。
よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第5、第75号議案 下仁田町長、副町長及び教育
長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第75号議案を朗読し、ご提案、ご説明申
し上げます。

第75号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を
改正する条例。

第1条 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のよ
うに改正する。

第3条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に
改める。

第2条 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のよ
うに改正する。

第3条第2項中「100分の222.5」を「100分の225」に、
「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初
日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2
年4月1日から施行する。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正後の下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

第3条 町長については、改正後の条例の規定は、令和3年3月31日まで適用しない。

(委任)

第4条 附則第2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

令和元年11月29日提出。

下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 経過措置の第3条、これについて上手に理解が出来る理由を述べていただきたいと思います。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 理解出来るかどうかわかりませんが、諸般の事情、そして私の考えであります。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 先ほどの議案全協でお話ししたように、全国1,788市区町村の中で、町長の月額報酬は58万2,000円、これをもとにした年額の報酬が、全国1,788のうち1,723番目に、俗に言う報酬が少な過ぎるという状況の中で期末手当を辞退をするということについて、来年の12月には選挙の改選がございます。そこを目的にしているのであればとてもない話ですが、いかがでしょうか。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 状況を鑑みて、今、現状を見つめてやっている状態でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 大変結構な答弁ですけれども、人事院、あるいは群馬県人事委員会の勧告を、我々議員もそうですけれども、職員にすべて100%適用するというものについて、今後、今回はいずれにしても今後、来年度からは

100%適用することのないよう、我々も議会として十分議論をさせていただきますので、その辺のところも。町長だけ手当をもらわないと、我々議員が手当をもらわないものについてはそれぞれ皆さんご承知のとおりですけれども、町長が適用しないのであれば職員も全部、100%じゃなくて2%なり3%なりカットするぐらいなことを今後、考えていただきたいと思います。

○議長 島崎紘一 いいですか。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第75号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。

よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第6、第76号議案 下仁田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第76号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第76号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

(下仁田町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明をいたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

附則。

(施行期日等)

第1条 この条例は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初

日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号の定める日から施行する。

以下につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、ご省略をさせていただきます。

令和元年１１月２９日提出。

下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第７６号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 島崎紘一 挙手全員です。

よって、第７６号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第４４条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。よって、字句等の整理については、議長に一任を願います。

これをもちまして、令和元年第２回下仁田町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉 会

令和元年１１月２９日 午前１０時５０分

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議 長 島 崎 紘 一

署名議員 佐々木 信 也

署名議員 岡 田 邦 敏
